



# 広島県報

定期  
第55号

発行者 広島県  
発行所 広島県総務部  
総務管理文書法制室  
購読料 月額 2,700円

## 目次

家畜伝染病の発生	告示	(畜産振興室)	一
特定非営利活動法人の認証申請	公告	(文化・県民協働室)	一
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	公告	( )" )	一
特定漁港漁場整備事業計画の変更の案の縦覧 (二件)	公告	(漁港漁場整備室)	二
県営土地改良事業の換地計画の樹立	公告	(土地改良室)	三
換地処分	公告	(都市整備室)	三
開発行為に関する工事の完了	告示	(建築指導室)	三
公安委員会告示	告示		三
遊技機の型式の検定の告示	告示		三
正 誤	告示		三
平成十八年四月二十七日付け広島県報 (定期) 第三十二号中広島県告示第五百二十一号の訂正	告示	(治山室)	四

## 告 示

広島県告示第七百二十七号  
家畜伝染病が次のとおり発生した。

平成十八年七月二十四日

広島県知事 藤田雄山

発生番号	病名	畜種	種類	年齢	発生頭数	決定年月	転帰	発生地	その他参考となるべき事項
一三	病ヨーネ	牛	イスタル	四歳	一頭	平成十八年七月二二日	殺処分	広島県三次市三良坂町三良坂二六	
一二	病ヨーネ	牛	イスタル	四歳	一頭	平成十八年七月二二日	殺処分	広島県三次市三良坂町三良坂二六	

## 公 告

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定によって、次のとおり特定非営利活動法人認証申請があった。

平成十八年七月二十四日  
広島県知事 藤田雄山

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請年月日
特定非営利活動法人福山市断酒会	小林 一寿	広島県福山市新浜町四丁目一五番六号 (田園ハウスB棟)	この法人は、広島県内の酒害に悩む人々に断酒を勧め、自発的決意による断酒を実行する者を支援し、断酒によって明るい人生の建設を目指すとともに、酒害に関する啓発運動を行い、酒害の及ぼす社会悪の防止にため、広く社会福祉に貢献することを目的とする。	平成十八年七月一日

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成十八年七月二十四日  
広島県知事 藤田雄山

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	定款変更の内容	申請年月日
特定非営利活動法人福山キリスト教奉仕会	石塚 一	広島県福山市本町一番一六号	この法人は、在宅で援助が必要な高齢者やその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、住民参加とたすけあいの精神のもとに、地域に根ざした介護サービスを提供し、また、児童・生徒が放課後や休校日に、健全で有効な時間を過ごすことができるように必要な支援を行う。その他（小規模向け太陽光発電、風力発電等）の普及を図る活動を行う。これらの活動を通して、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。	特定非営利活動に係る事業の変更	平成一八年七月二一日
特定非営利活動法人まごころ	岩見 新平	広島県広島市西区庚午北一丁目七番一九号	この法人は、身体障害者及び高齢者に対して、支援介護に関する事業を行う、障害者及び高齢者福祉厚生及び自立に寄与することを目的とする。	副理事長数の変更	平成一八年七月二二日
特定非営利活動法人障害者生活ケアLinks広島	藤岡 耕二	広島県広島市安佐南区緑井一丁目二二番四号	この法人は、障害者自身が主体となって、障害者の自立生活介護支援に関する事業を行い、障害者が地域社会で他の人々と対等に自立していける社会の実現に寄与することを目的とする。	特定非営利活動に係る事業の変更	平成一八年七月二三日

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第十七条第十項の規定によって、特定漁港漁場整備事業（豊浜地区）事業計画を変更しようとするので、同条第十一項において準用する同条第四項の規定によって、この計画の変更の案を縦覧に供する。

平成十八年七月二十四日

縦覧に供する書類の名称

特定漁港漁場整備事業（豊浜地区）事業計画変更書

広島県知事 藤 田 雄 山

- 二 縦覧期間  
平成十八年七月二十五日から平成十八年八月十三日まで
- 三 縦覧場所  
広島県農林水産部農水産振興局漁港漁場整備室（広島市中区基町一〇番五二号）  
呉市農林水産部水産振興課（呉市中央四丁目一番六号）
- 四 意見書の提出  
法第十七条第十一項において準用する同条第五項の規定によって、この事業計画の変更について意見を有する者は、広島県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。  
1 提出期限  
平成十八年七月二十四日から縦覧期間満了の日まで  
2 提出先  
広島県農林水産部農水産振興局漁港漁場整備室
- 一 縦覧に供する書類の名称  
特定漁港漁場整備事業（走島地区）事業計画変更書
- 二 縦覧期間  
平成十八年七月二十五日から平成十八年八月十三日まで
- 三 縦覧場所  
広島県農林水産部農水産振興局漁港漁場整備室（広島市中区基町一〇番五二号）  
福山市経済部農政課（福山市東桜町三番五号）
- 四 意見書の提出  
法第十七条第十一項において準用する同条第五項の規定によって、この事業計画の変更について意見を有する者は、広島県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。  
1 提出期限  
平成十八年七月二十四日から縦覧期間満了の日まで  
2 提出先  
広島県農林水産部農水産振興局漁港漁場整備室

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定によって、尾道市御調町所在の御調河内地区(徳永工区)県営土地改良事業(区画整理事業)の換地計画を定めたので、この換地計画書の写しを次により縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に広島県知事に対して異議申し立てをすることができる。

また、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第七項の規定による決定に不服がある者は、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定に基つき、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議申立てに対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年七月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 縦覧期間

平成十八年七月二十四日から

平成十八年八月 十四日まで

二 縦覧場所

尾道市役所

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第百三条第三項の規定によつて、尾道市高須第一農住組合土地区画整理事業について換地処分届出があつた。

平成十八年七月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

都市計画法(昭和四十三年法律第五号)第三十六條第三項の規定によつて、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十八年七月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

尾道市向島町字三反処一三三〇一番、一三三〇二番、一三三〇一番地先道路及び水路

一三三〇二番地先道路及び水路

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

尾道市向島町一〇七〇七番地一

金光 恭平

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

公安委員会告示

三原市中之町九丁目一七七番一、一七九番一の一部、一七九番二、一八〇番一から一八〇番四、一八二番一の一部、一八二番二、一八二番五の一部、一八三番一、一八三番二、一八四番四、一八五番三の一部、一八五番二の一部、六一八四番二並びに一一八二番五、六一八四番一及び一一八五番一地先道路

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

三原市中之町九丁目一八三番三七号

岡田 哲雄

広島県公安委員会告示第56号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年7月24日

広島県公安委員会  
委員長 宮 地 治 夫

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
6S0244	告示の日(平成18年7月24日)から3年間	回胴式遊技機	逮捕しちやうぞ	アインジータージャパン株式会社 代表取締役 泉 義幸 (東京都台東区松が谷一丁目3番5号JPR上野イーストビル7階)	左 同
6S0413	同上	同上	幻獣霸王S	同上	左 同
6P0593	同上	ばちんこ遊技機	CRアックス TRボリス 2TKM	エルボン工業株式会社 代表取締役 岸 勇夫 (愛知県春日井市桃山町一丁目127番地)	左 同
6P0487	同上	同上	CRペナル ばら2TRX	株式会社エーエ電研 代表取締役 武本 孝俊 (東京都台東区東上野三丁目12番9号)	左 同

6P0536	同上	同上	CRペル サイヤの ばら2T R	同上	左 同
6P0563	同上	同上	CRペル サイヤの ばら2S T4	同上	左 同
6P0462	同上	同上	CRなつ かじ紀行 NZ	株式会社高尾 内 島敏博 代表取締役 古屋市中川区 (愛知県名古屋3番地) 太平通一丁目	左 同
6S0138	同上	回胴式遊技 機	ケルケル パチケル ライ	株式会社ジエイベーエス 代表取締役 総務征四郎 (大阪府大阪市福島区福 島六丁目4番10号ウエ ストビル)	左 同

正 誤

平成十八年四月二十七日付け広島県報 (定期) 第三十二号に登載の広島県告示第五百二十  
一号 (保安林予定森林にする旨の通知) の一部を次のように訂正する。

農林水産部農林整備局治山室長

ページ	段	行	誤	正
五	上	後ろから一 二	庄原市比和町比和字実延平三三六 の二、字水口奥三六	庄原市比和町比和字実延平三三六 の二、字水口奥三六